



かみかす

議会だより

鎌倉市議会

〒248-8686 鎌倉市御成町18番10号

電話：0467 (23) 3000

内線 2448

FAX：0467 (23) 5825

鎌倉市議会ホームページ……………

鎌倉市議会

検索

編集発行：鎌倉市議会広報委員会

平成25年9月定例会（9月4日～10月3日）

平成24年度一般会計及び6特別会計決算を認定

●定例会の概要

- ・今定例会は、20名の議員が一般質問を行いました。
- ・当初、会期を9月4日から9月26日までとしましたが、一般質問に時間を要したため、会期を10月3日まで延長しました。
- ・市長提出議案として、条例関係議案5件、一般会計等補正予算4件、その他1件を可決、平成24年度一般会計歳入歳出決算ほか6特別会計決算を認定し、人権擁護委員2名の推薦議案に同意しました。
- ・議会提出議案として「松尾市長に対する問責決議について」及び「家庭系ごみの戸別収集・有料化全市実施の計画を見合わせることを求めることに関する決議について」の決議2件並びに「議会基本条例の制定に関する調査特別委員会の設置について」及び意見書2件を可決、また、陳情4件を採択し、3件を不採択としました。

●定例会の主な動き

本会議(9/4～13)……………一般質問、議案上程、採決（2～4面）
各常任委員会(9/17～20、24、10/2)……………議案・陳情審査等（3・4面）
決算特別委員会(9/24、25、27、30、10/1)……………決算認定議案審査（3面）
本会議(9/26、10/3)……………委員長報告、議案上程、採決（3・4面）

鎌倉市議会ってどんなところ? vol.6

今回は、市議会における実質的な審査の場となる「委員会」を紹介します。

委員会ってなんだろう？

委員会は、議会に提出された議案などを専門的に審査する機関で、常に設置されている常任委員会と、特定の目的のために特別に設置される特別委員会などがあり、各委員会が受け持つ審査の内容（所管といいます。）は右図のとおりです。

本市では、常任委員会の委員は7名または6名、特別委員会はその都度本会議で定数を定めており、議員はそれぞれ一つの常任委員会の委員になることとしています。



◇議会運営委員会

定例会の会期、議案審査の順番、本会議の進行の確認などを行う委員会です。

◇総務常任委員会

市の総合計画
税金・消防
防災など

◇教育こどもみらい 常任委員会

学校教育・子育て・
文化財など

◇一般会計予算等 審査特別委員会

翌年度の予算
内容を審査

◇一般会計決算等 審査特別委員会

前年度の収支
内容を審査

特
別
委
員
会

◇議会基本条例の 制定に関する調査特別委員会

議会が担うべき役割を果たすために必要な
基本的事項を定める条例の制定を目指し設置

○特別委員会は、特定の案件を審査する
委員会で、本会議で設置が決定されます。

そ の 他 委 員 会

◇議会広報委員会

議会だよりの編集・発行など

常
任
委
員
会

◇観光厚生 常任委員会

福祉・ごみ・観光
産業・市民活動
など

◇建設常任委員会

景観・開発・道路・
河川・下水道など



いつ開かれるの？

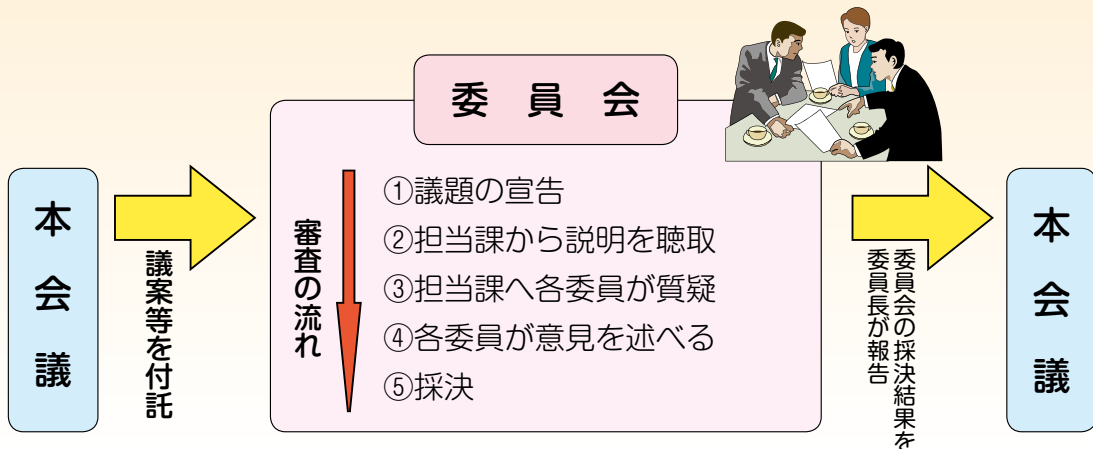
年4回ある定例会の会期中、本会議において議案や請願・陳情の審査を任されたとき（付託といいます。）や報告事項があるときに委員会が開かれます。

ただし、定例会の会期中に審査が終了しないため、引き続き審査をする手続きを行ったとき（閉会中継続審査といいます。）などは、会期中でなくても、必要に応じて委員会を開くことができます。



審査はどう行われているの？

常任委員会では、議会に提出された議案を専門的に掘り下げて審査を行うほか、担当課から報告を受けたり、市民の方などから提出された請願・陳情を審査しています。また、特定案件の調査を委員会として行う（所管事務調査といいます。）こともあります。委員会で審査し、結論が出た議案、請願・陳情は、本会議で委員長がその審査結果を報告した後、採決を行い、議会としての意思を決定（議決）します。



一般質問

一般質問とは、市の事務や市が抱える課題等について市長などにたずねるもので、**9月定例会では20名の議員が一般質問を行いました。**ここでは広報委員会では抜粋し、事項別に整理した一部の内容を掲載しています。

一般質問の全文は、11月下旬作成予定の本会議録を図書館や鎌倉市議会ホームページ内「会議録検索システム」でご覧ください。

小野田 康成	「非常時における情報収集について」「障害者施設への対応について」「行財政改革について」
上島 寛弘	「市長の一期四年間の総括について」「職員の人材戦略と労務管理」「非常事態時の鎌倉市民の生命と財産保護」「財政健全化」「教育と子育て」
松中 健治	「市長の政治姿勢」
岡田 和則	「まちづくり」
長嶋 竜弘	「行政運営の新たな考え方と手法について Vol.3」
納所 輝次	「鎌倉市の防災対策について」
千 一	「災害時、三姉妹都市との相互に介護者を送る覚書について」「虐待について」「河川などの防護柵について」「波打った歩道や車道と歩道の段差が大きく幅の狭い歩道について」「鎌倉地域にも芸術館のようなホールを」
日向 慎吾	「ごみ行政について」
前川 綾子	「教育行政について」「成年後見制度について」
吉岡 和江	「ごみ問題について」
池田 実	「市長の政治姿勢について」
竹田 ゆかり	「扇ガ谷1丁目用地活用について」「教育環境・条件整備について」
三宅 真里	「市長の政治姿勢、ごみ問題ほか」
高橋 浩司	「鎌倉市が交付団体になった経過と今後の対策について」
中澤 克之	「文化財等について」「教育長の教育に対する姿勢等について」「市長の政治姿勢等について」
西岡 幸子	「ごみ処理行政について」
保坂 令子	「市長の政治姿勢、エネルギー政策ほか」
赤松 正博	「イコモス勤告とその後の取り組みについて」「文化財行政について」
河村 琢磨	「市長が目指すまちづくりについて」「ICT利活用による新たな行政運営の可能性について」「障がい者の就労と今後の取り組みについて」「鎌倉でのトライアスロン大会の開催について」
永田 磨梨奈	「鎌倉市の街づくりについて（官民産学連携の地域力の可能性などについて）」

文化財行政について

本市における文化財行政について、次のような視点から質問が行われました。

【扇ガ谷二丁目用地の活用】

質問：世界遺産登録にかかわらず、市内で発掘されたものなどを通して、鎌倉の歴史を学ぶ、歴史的文化遺産に触れることができる施設が必要と考えるがいかがか。

文化財部長：イコモスから世界遺産登録が不記載との勧告が出されたことから、当初、世界遺産ガイダンス施設として予定していた扇ガ谷一丁目用地にある建物を利用して、出土遺物の展示、学習・交流機能を備えた（仮称）鎌倉歴史文化交流センターの整備を

計画している。

質問：本市の豊かな文化遺産について、情報発信ができるような歴史博物館も必要と考えるがいかがか。

同部長：将来的には扇ガ谷一丁目用地の敷地全体を活用し、新たな発見、深い学び、情報発信も含めた施設として（仮称）鎌倉博物館を整備していく予定である。

なお、平成26年度から博物館基本構想の策定に着手し、建設に向けての準備を進めていきたい。

【出土遺物について】

質問：昨年、安国論寺の発掘調査で出土した鉄製のつぼが、棄損したことについて、

その経過を聞きたい。

文化財部長：質問のつぼは、昨年4月に同寺の観音堂建設に伴う発掘調査で出土し、資料整理のため、発掘調査事業者が国の研究機関などの助言に従い保管していたところ、昨年9月に突然自然崩壊により破損した。それ以上崩壊が進まないよう応急処置を施し、現在は、寺院が委託した機関が修復作業中で、今年度末に作業が完了する予定である。

今後このようなことがないよう文化財の適切な保管・保存体制の整備などを検討する。

質問：本市の埋蔵文化財包蔵地の発掘調査件数を聞きたい。

同部長：埋蔵文化財包蔵地で

行財政について

本市の行財政について、次のような質問が行われました。

質問：職員給与のあり方について、今後、市長はどのような姿勢で臨むつもりか。

市長：これまで人事制度も含めた総合的な観点から検討してきた。今後は新たな人事給与制度を構築すべく、構造的な改革を進め、職務・職責に応じた処遇を確保し、職場を活性化したいと考える。

質問：固定資産税における償却資産への課税について、本市財政に及ぼす影響はどのようなものか。

質問：固定資産税における償却資産への課税について、本市財政に及ぼす影響はどのようなものか。

質問：固定資産税における償却資産への課税について、本市財政に及ぼす影響はどのようなものか。

行われる工事の届け出件数は過去5年間で3404件、このうち発掘調査を要するものが162件である。

質問：発掘調査を行って、年

問どのくらいの出土品があるのか。また、未整理のもの

のかなりあるようだが、どのような状況か。

同部長：年間、整理箱（約60cm×40cm×15cm）で約800～1000箱出土する。また、保管してある約3万3000箱のうち、市で整理作業を行い、報告書を早急に作成しなくてはならないものが約1400箱残っている。



扇ガ谷一丁目用地の現況写真

戸別収集・有料化について

家庭ごみの戸別収集・有料化について、次のような質問が行われました。

質問：来年7月からの全市実施を目指す家庭ごみの戸別

収集・有料化については、本年6月から、市民向けの説明会を実施してきたと思

うが、市民からはどのような意見が出ているのか。

環境部長：意見としては、有料化について一定の理解を示すものが多かった。

また、戸別収集実施に係る多額の経費について懸念する意見や、一律に戸別収集を実施するのではな

く、クリーンステーション（以下、「ステーション」）も継続してほしいという意見も多く出された。

質問：ステーション収集継続の意見について、市はどのような対応していくのか。

「償却資産申告の手引き」の設置をお願いしている。

また、税理士会などの関係機関に働きかけ、制度周知の拡大を図っている。

質問：第3次職員数適正化計画（※）の実績について聞

きたい。

経営企画部長：組織のスリム化や民間委託の推進、非常勤嘱託員などへの変更、事務事業の見直しを行った結果、平成25年4月1日現在目標の削減数に対し40人の削減を行った。

質問：適正な職員数について、市長はどのような見解を持っているか。

市長：職員の能力を高めながら、少数精鋭の行政運営を

目指し、業務量に応じた必要最小の人数であると考ええる。社会情勢の変化等、常に見直しを行いながら適正化に努めたい。

質問：今年度、本市が普通交付税の交付団体（※）となつたことについて、市長の感想を聞きたい。

市長：交付税制度が発足して以来、初めて普通交付税の交付を受けるといふ現実を大変重く受け止めている。

今後、厳しい財政状況が続くことが予想されるが、選択と集中による財政規模の適正化など、さらなる行財政改革に取り組んでいかなければと考える。

質問：市民には来年7月からの全市実施を説明していながら、まだ検討中というの

は矛盾していると考ええる。

また、条例が可決された場合、収集車両の問題など、来年度予算にも影響してく

る。まだ検討中の段階であるのであれば、やめるべきではないか。

市長：検討は、制度自体を変更するという根本的なものではなく、いかにによりよい形にしていこうかというものであり、戸別収集・有料化という方針は変えず、実施したいと考えている。

その中で、市民からいただいたさまざまな意見を反映できるかという検討はしていかなければならな

いと考えている。

質問：ステーションは、地域コミュニティを醸成する

用語の解説

※印の用語について解説します。

第3次職員数適正化計画

平成24年度から平成27年度の4年間で計画期間（削減目標人数103人）とし、事業の見直しや民間委託の推進などのさまざまな手法により、職員数の適正化を図るもの。

普通交付税の交付団体

所定の算定により、財源が不足した地方公共団体が普通交付税の交付団体となる。一律の基準により算出された普通交付税が国から交付され、交付団体における必要な財源が確保される。

普通交付税の交付団体

所定の算定により、財源が不足した地方公共団体が普通交付税の交付団体となる。一律の基準により算出された普通交付税が国から交付され、交付団体における必要な財源が確保される。

という意味で、重要な要素であると考ええる。今回の戸別収集・有料化はそういった地域のつながりを分断する施策だと考えるがどうか。

市長：ステーションが、地域の方々が顔を合わせる場になっているという点は、そのとおりだと思う。

戸別収集・有料化の実施に伴い、全てのステーションが廃止になるわけではなく、資源物についてはステーション収集を継続することとなる。



平成24年度決算を審査

一般会計及び6特別会計決算を認定

今定例会では、市長から平成24年度の一般会計及び6特別会計決算の認定議案が提出されました。

決算特別委員会の設置

議会は、9月13日の本会議において、各会派から選出された委員10名からなる平成24年度鎌倉市一般会計歳入歳出決算等審査特別委員会（以下



決算特別委員会委員

「決算特別委員会」という。）を設置し、これらの審査を付託しました。

決算特別委員会での審査

決算特別委員会では、9月24日、25日、27日、30日、10月1日の5日間にわたり、予算審査における議会の指摘事項の反映状況や、総合計画、実施計画の進捗状況などを中心に、担当部課への質疑を行い、重要課題については市長に出席を求め、その見解をた

だしました。審査後、採決を行い、一般会計決算は多数の賛成により認定。下水道事業、大船駅東口市街地再開発事業、国民健康保険事業、公共用地先行取得事業、介護保険事業及び後期高齢者医療事業特別会計決算は総員の賛成により認定し

決算特別委員会委員

委員長	高橋 浩司 (鎌倉夢プロジェクトの会)
副委員長	岡田 和則 (公正・公平・透明な政治を実現する会 鎌倉)
委員	河村 琢磨 (みんなの鎌倉)
	西岡 幸子 (公明党鎌倉市議会議員団)
	池田 実 (鎌倉みらい)
	渡辺 隆 (みんなの鎌倉)
	三宅 真里 (神奈川ネットワーク運動・鎌倉)
	渡邊 昌一郎 (自由民主党鎌倉市議会議員団)
	小野田 康成 (鎌倉夢プロジェクトの会)
	吉岡 和江 (日本共産党鎌倉市議会議員団)

ました。

本会議において委員長からの審査結果報告、討論・採決

10月3日の本会議において、委員長から審査経過及び結果が報告され、一般会計決算議案に対し、次の3つの意見が付されました。

〇ごみ処理のあり方について

本市のごみ処理については、ゼロ・ウェイストの理念を貫いて、ごみは燃やさず埋め立てないという立場を基本としていることから、原点に立

〇総合体育施設の建設について

総合グラウンド及び体育館の建設は、かねてより市民からの強い要望があり、関連する陳情を本市議会として採

ち返った行政運営を要望する。

〇伝統鎌倉彫振興事業について

伝統工芸品としての鎌倉彫を未来に継承するためには、後継者の育成が必要であり、また、郷土愛の精神を醸成す

るためにも、子供たちに鎌倉彫製作を体験してもらえるよ

うな施策の実施を要望する。

その後、6会派から討論として決算議案に対する賛否の意見が表明され、引き続き採決を行った結果、一般会計決算を多数の賛成により認定、下水道事業外5件の特別会計決算議案を総員の賛成により認定しました。

陳情の議決結果

次の3件の陳情を総員の賛成により採択しました。

「障害者ホーム入居者に対する市独自の家賃補助」についての陳情

【陳情の要旨】障害者のグループホームやケアホームの入居

者に対し、市独自に家賃補助を行うよう市に働きかけてほしいというもの。

平成26年度における重度障害者医療費助成制度継続についての陳情

【陳情の要旨】平成26年度も引き続き、当該制度を継続することを求めるもの。

鎌倉市立今泉小学校の学童保育施設の設置場所についての陳情

【陳情の要旨】今泉小学校区の学童保育施設を、小学校内か、学校近くの場所へ移設するよう市に働きかけてほしいというもの。

その他、「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保のための意見書採択」についての陳情を総員の賛成により採択し、意見書提出議案を可決しました。

また、鎌倉市議会として鎌倉市長に対して大谷副市長の解職を求める陳情3件を少数の賛成により不採択としました。

可決した意見書

議会は、地方自治法第99条の規定に基づき、地方公共団体の公益に関することについて、意見書を国会または関係行政庁に提出することができます。今定例会では次の意見書を可決し、鎌倉市議会として関係機関に送付しました。

地方税財源の充実確保を求める意見書

地方財政は、社会保障関係費などの財政需要の増加や地方税収の低迷等により、厳しい状況が続いている。

こうした中、基礎自治体である市が、住民サービスやまちづくりを安定的に行うためには、地方税財源の充実確保が不可欠である。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く求める。

記

- 地方交付税の増額による一般財源総額の確保について
(1) 地方単独事業を含めた社会保障関係費の増など地方の財政需要を、地方財政計画に的確に反映することにより、一般財源総額を確保すること。
(2) 特に地方の固有財源である地方交付税については、本来の役割である財源保障機能・財源調整機能が適切に発揮されるよう増額すること。
(3) 財源不足額については、臨時財政対策債の発行等によることなく、地方交付税の法定率の引上げにより対応すること。
(4) 依然として厳しい地域経済を活性化させる必要があることから、地方財政計画における歳出特別枠を維持すること。
(5) 地方公務員給与の引下げを前提として、平成25年度の地方交付税が削減されたが、地方の固有財源である地方交付税を国の政策誘導手段として用いることは、避けること。
- 地方税財源の充実確保等について
(1) 地方が担う事務と責任に見合う税財源配分を基本とし、当面、国と地方の税源配分を「5：5」とすること。
(2) 個人住民税は、その充実確保を図るとともに、「地域社会の会費」という基本的な性格を踏まえ、政策的な税額控除を導入しないこと。
(3) 固定資産税は、市町村の基幹税目であることから、その安定的確保を図ること。特に、償却資産の根幹をなしている「機械及び装置」に対する課税等については、現行制度を堅持すること。
(4) 法人住民税は、均等割の税率を引き上げること。
(5) 自動車重量税及び自動車取得税は、代替財源を示さない限り、市町村への財源配分の仕組みを含め現行制度を堅持すること。
(6) ゴルフ場利用税は、ゴルフ場所在の市町村にとって貴重な税源となっていることから、現行制度を堅持すること。
(7) 地球温暖化対策において地方自治体が果たしている役割を踏まえ、地球温暖化対策譲与税を新たに創設するなど、地方税財源を確保する仕組みを構築すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年10月3日

鎌倉市議会

森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保を求めることに関する意見書

地球温暖化防止のための温室効果ガスの削減は、我が国のみならず地球規模の重要かつ喫緊の課題となっており、森林の持つ地球温暖化の防止や国土の保全、水資源の涵養、自然環境の保持など「森林の公益的機能」に対する国民の関心と期待は大きくなっている。

また、我が国は、平成25年度以降においても、京都議定書目標達成計画に掲げられたもの（第1約束期間における温室効果ガス排出削減義務6%のうち、3.8%を森林吸収量により確保）と同等以上の取り組みを推進することとしている。

このような経緯も踏まえ、「地球温暖化対策のための石油石炭税の税率の特例措置」が平成24年10月に導入されたが、その途途は、CO2排出抑制対策に限定されており、森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保については、早急に総合的な検討を行うとの方針にとどまっている。

もとより、地球温暖化防止をより確実なものとするためには、森林の整備・保全等の森林吸収源対策や豊富な自然環境が生み出す再生可能エネルギーの活用などの取り組みを、山村地域の市町村が主体的に実施することが不可欠である。

しかしながら、これら市町村では、木材価格の暴落・低迷や林業従事者の高齢化、後継者不足など厳しい情勢にあり、その結果、山そのものが荒廃し、自然災害等の脅威に国民の生命財産が脅かされるといった事態が生じている。

これを再生させることとともに、森林吸収源対策などの地球温暖化対策に取り組むための恒久的・安定的な財源確保を講ずることが急務である。

よって、国及び政府に対し、下記事項の実現を強く求めるものである。

記

自然災害などの脅威から国民の生命・財産を守るための森林・林業・山村対策の抜本的な強化を図ることに加え、二酸化炭素吸収源として最も重要な機能を有する森林の整備・保全等を推進する市町村の役割を踏まえ、「石油石炭税の税率の特例」による税収の一定割合を、森林面積に応じて譲与する仕組みを構築すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年10月3日

鎌倉市議会

可決した決議

議会は9月13日及び10月3日の本会議において、次の決議を行いました。

松尾市長に対する問責決議

去る平成25年4月24日、鎌倉市議会が鎌倉市民からの負託を受けた直後に、松尾市長は、市議会議員の議会内の発言について、「市から議会に対して懲罰を求めることが可能か」と総務部に命じ、公費負担の市の顧問弁護士に懲罰を要求する可否を相談させた。

そもそも市の顧問弁護士は行政執行事務に係る相談を目的に設置しており、当該支出は好ましい行為ではなかったと監査委員も認めるところであり、職員に不要かつ不正な支出を強いたことは行政の長としての資質を疑わざるを得ない。

また、市長の当該行為は、市議会議員の議会内における自由闊達な議論を大きく委縮させ、議会の自立権を侵害し、市と議会間の信頼関係を一方的に失墜させるものである。

市長の行動は、我々鎌倉市民が過去より培ってきた鎌倉市における議会制民主主義を冒瀆し、民主主義の根幹を揺るがす許されざる行為である。

よって、本市議会は松尾市長の責任をここに問い、猛省を強く求める。

以上、決議する。

平成25年9月13日

鎌倉市議会

家庭系ごみの戸別収集・有料化全市実施の計画を見合わせることを求めることに関する決議

現在、鎌倉市では平成26年7月から家庭系ごみの戸別収集・有料化を実施すべく市内各地で説明会を実施している。

その理由は、鎌倉市のリサイクル率は全国トップレベルの水準であっても、一人当たりのごみ排出量は、県下の中でもまだ多く、今後も発生抑制・再使用に取り組み、環境負荷の低減やごみ処理経費の削減が重要であること、一方、今泉クリーンセンターは平成27年3月末で焼却を停止することから、平成23年6月に「ごみ処理基本計画」を見直し、減量に取り組んだ結果、ごみ焼却量は平成24年度末には約4万トンから約3万8,000トンまで減量したが、名越クリーンセンターで焼却可能な3万トン以下にするにはあと8,000トンの減量が必要であることもあり、平成26年7月から戸別収集・有料化を導入するというものである。そして有料化については、ごみを減らそうという意識が働き、戸別収集については、ごみの排出者責任を明確にすることでごみ減量が確実なものとなり、クリーンステーション周辺の美化や、高齢者や子育て世帯のごみ出しの負担軽減につながるものとしている。

しかし、市の説明によれば、クリーンステーションでの回収を望む自治・町内会があるため、選択制が可能かどうかを検討しようとしているとのことで、指定収集袋を使わず排出者が特定されない違法ごみをなくするという戸別収集の意義を鎌倉市自身が早くも崩そうとしている。

また戸別収集・有料化による経費については、クリーンステーション収集から戸別収集に切りかえた場合の経費5億2,000万円と有料化による歳入等4億4,800万円の差額で、年間約7,000万円の費用の増加で済むとしているが、戸別収集にかかる経費も有料化による歳入も、いずれも市民が支払う税金や負担金によるものである。

ごみの戸別収集・有料化はごみ減量化にはある程度の効果も考えられるが、かなりの市民の努力がなければ、目標とする8,000トンのうちの3,500トンの減量を達成することとはできない。

ところが市長は、市民への説明会を開催している一方、本年8月20日、生活環境整備審議会に対して鎌倉市ごみ焼却施設基本計画の策定について、新たな焼却施設の建設についての諮問を行った。さらには8月22日、鎌倉市廃棄物減量化及び資源化推進審議会に対して鎌倉市の最適な資源化のあり方について諮問を行った。特に鎌倉市廃棄物減量化及び資源化推進審議会に対しては、これまでのマテリアルリサイクルに加えて、焼却の際に発生する熱エネルギーを回収・利用するサーマルリサイクルの視点からも検討していくことが必要として諮問している。仮にサーマルリサイクル方式を採用した場合、大量の焼却物を確保しなければ効率的なエネルギー回収は困難で、市民によるごみの分別が無駄になる可能性が高く、分別の徹底によるごみ減量を呼びかけているこれまでの市の姿勢とも矛盾する。

鎌倉市は平成25年12月定例会において、家庭系ごみの戸別収集・有料化実施に係る条例改正を準備しているとのことであるが、このような状況の中で、市民に対し家庭系ごみの戸別収集・有料化を求めることは、大きな混乱と不信を招く事態になることは明らかである。

よって、鎌倉市議会は、新焼却炉建設用地選定と焼却方式の見直しも決まらない現段階での家庭系ごみの戸別収集・有料化は実施すべきでないことを鎌倉市に強く求めるものである。

以上、決議する。

平成25年10月3日

鎌倉市議会

本会議・委員会映像公開中です！

鎌倉市議会では、本会議及び各常任委員会等について生中継を行っています（録画映像も見ることができます）。

鎌倉市議会ホームページはこちら！

<http://www.city.kamakura.kanagawa.jp/gikai/>

または、

鎌倉市議会

検索

鎌倉市議会からのお知らせ

◇かまくら議会だより 音声版・点訳版のご案内

「かまくら議会だより」は、鎌倉朗読・録音奉仕会と鎌倉市点訳赤十字奉仕団のご協力により、音声版（収録テープ）と点訳版を作成しています。ご希望の方は議会事務局議事調査担当までお問い合わせください。

◇請願・陳情の出し方

市民の皆さんの意見・要望を、市議会を通して行政に反映させる制度として請願と陳情があります。請願は1人以上の紹介議員の署名が必要ですが、陳情は不要です。提出に当たっては、所定の様式があるため、事前に議会事務局議事調査担当までお問い合わせください。

提出の締め切り…提出はいつでも可能ですが、定例会初日の前日までに提出された場合はその定例会で審査、期限を過ぎての提出の場合は次回定例会での審査となります。

鎌倉市議会事務局 議事調査担当

電話：0467(23)3000 内線2448
FAX：0467(23)5825
メール：gikai02@city.kamakura.kanagawa.jp

